

## 平成25年度 部局長マネジメント方針

はるもと ひろし  
人権文化部長 春本 浩志



### 仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、本市の市政の柱のひとつである「人権尊重のまち」を常に念頭におきながら施策を行い、広く全部局の施策についても人権に配慮がなされるよう連携し、本市の人権施策を総合的に推進してまいります。

また、本市では文化都市、芸術都市として発展するため文化芸術振興条例を制定しています。そのなかで文化政策の基本指針に規定されている「東大阪市文化政策ビジョン」に基づき本市の施策を文化的な視点から体系的に整理し、「文化」をキーワードに市民と共に親しみを感じられるような施策展開・まちづくりをめざしていきます。

このように「人権」「文化」を柱としながら、総合的な人権啓発はもちろん、男女共同参画社会及び多文化共生社会のさらなる推進にも取り組み、関係部局との連携に努めてまいります。

以上から人権文化部では、下記の項目を平成25年度に重点課題として取り組んでまいります。

### 平成25年度に取り組む重点課題

#### 1 文化芸術振興条例に基づく施策の推進

東大阪市には古今東西のゲームなどの展示もあるアミューズメント産業研究所や田辺聖子文学館など文化的な施設が多くあります。平成25年度は全国的に知られる作家司馬遼太郎の記念館を中心に東大阪市の魅力を市内外に発信します。

人権文化部では継続して文化芸術に取り組んでおり、昨年度も「東西狂言会」や「棟方志功展」などを開催し、大変好評をいただいております。このように本市にはハイレベルの芸術を求める土壤がありますので、平成25年度はクラシック音楽をはじめとする鑑賞会や市民美術センターにて実施するナイトミュージアム事業など、市民の誰もが身近に質

の高い文化芸術にふれることのできる機会を継続的に提供します。

## 2 多文化共生社会の推進

文化国際課内にある国際情報プラザでは、国際関連情報や生活関連情報、行政情報の提供、通訳などを行い、ホームページなどによる情報発信も行っています。また様々な国の文化を実感していただけるイベントを開催しているなか、市内大学との連携も視野に入れながら多文化理解講座等の国際情報プラザ事業を展開し、「多文化共生」の市民意識の啓発をさらに進めます。

## 3 第3次東大阪市男女共同参画推進計画の推進

社会のあらゆる分野における男女共同参画をすすめるため、本市では情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行っているところです。市役所においては、第4期東大阪市男女共同参画審議会からの答申を受け各施策を評価、検証しているなか、各種審議会の女性委員の参画率40%をめざすなど、第3次東大阪市男女共同参画推進計画を効果的に推進していきます。

## 4 人権が尊重されるまちづくりの推進

市民や事業者、教育関係者、関係機関と連携、協力し、さまざまな人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。

世界で勃発している内戦や紛争について考えるとともに、戦争体験、被爆体験を聞くなど平和の大切さを伝えるための取り組みを進めます。特に拉致問題については、事象を風化させることがないように継続して取り組んでいきます。今年度はパネル展示に加え映画「めぐみ」の上映などを実施し、拉致問題を人権問題として考えていただく機会を提供していきます。